

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

学校法人名	飯塚学園	
学 校 名	飯塚日新館中学校	
担当者	小代 友紀子	T E L 0948-22-0370

1. 本校におけるいじめ防止等のための目標

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

(2) 「いじめ」に対する基本的姿勢

①学校としてなすべきこと

- ・「いじめ」はいじめる側の問題であるという共通理解を図り、校内指導体制を整備する。
- ・教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的な生徒指導の展開を図る。
- ・家庭・関係機関との連携を深める。

②教師としてなすべきこと

- ・「いじめ」を見抜く感性を磨き、情報交換に努める。
- ・生徒の不安や悩みを受容する。
- ・一人では対応せずに、他の教師と連携・協力して問題の解決にあたる。

2. いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- ・人権・同和教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
- ・いじめは人権侵害であるということを、教職員全体で共有し、指導にあたる。
- ・学校生活全体を通して生徒の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・家庭との連携を図る。

3. いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

①いじめは、大人が気づきにくい形で行われる。

- ・些細な兆候であっても、いじめかもしれないとの疑いを持つ。
- ・早い段階から複数の教員で組織的に的確に関わる。
- ・軽視したり見逃したりすることなく、積極的に認知する。

②教職員はアンテナを広く・高く保つ。

- ・生徒の観察、見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・小さな変化や危険信号（生徒のＳＯＳ）を見逃さない。

③情報交換・情報共有を常に行う。

- ・生徒の状況の変化や容姿等の変化は、気づいたらすぐに他の教員と情報共有し、多くの目で観察・見守りを行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめ防止対策推進法第十六条により、いじめの早期発見資するために、在籍する生徒に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

- ・「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や「ダイジェスト版」等を活用した早期発見の取組の実施。
- ・学校生活アンケートの学期１回の実施。
- ・学校生活アンケートに基づく対象児童生徒への個人面談。
- ・「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施。

4. いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

(1) 基本的考え方

①発達課題上のトラブル

- ・発達上の個人差や一過性のけんかや意地悪等のトラブルにより「いじめ」へと発展する可能性のある場合は、学級担任が中心となり、学年会議等で協議しながら指導を推進する。

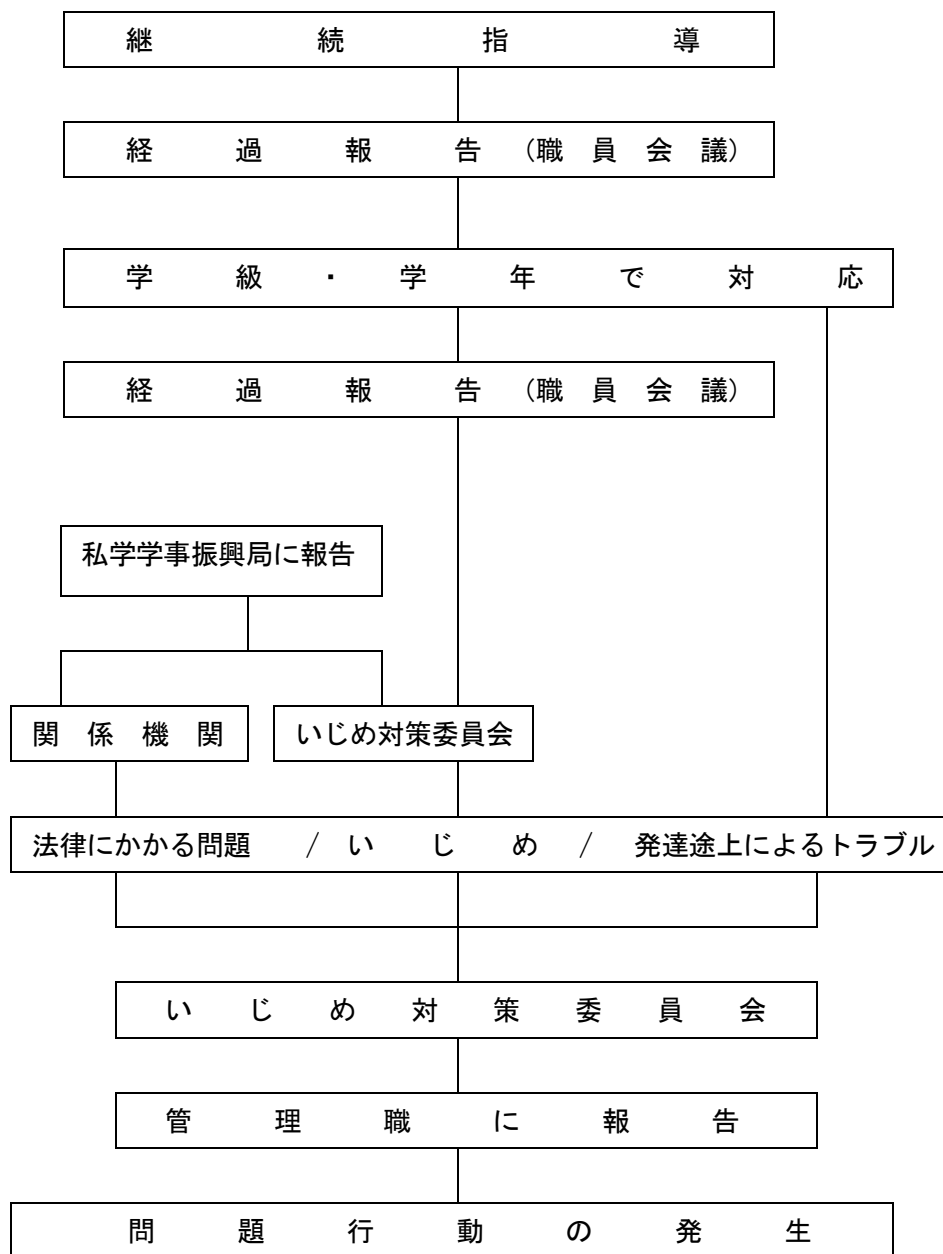
②「いじめ」と判断できるもの

- ・暴力やたかり等はないが冷やかしの無視等の「いじめ」の場合は、その指導について全職員で共通理解し、組織的に対応する。

③刑法に触れる「いじめ」

- ・刑法に触れる暴行、恐喝、強要等の行為を含む「いじめ」の場合は組織的な対応と共に、事例に応じては警察等関係機関との連携を図りながら指導する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応



(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

①信頼関係の樹立

- ・ いじめを受けている生徒の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努める。

②継続的な教育相談の実施

- ・ いじめを克服できるよう教育相談を継続し、自分の良さに気づかせながら、自信を回復させていく。

③家庭との連携

- ・ 指導の経過と今後の方針について説明し、連携の方法や家庭での援助等について具体的に話し合う。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

①事実の確認

- ・「いじめ」の事実と「いじめ」行為に至った経緯や信条等を詳細に把握する。

②継続的な教育相談の実施

- ・相手の心の痛みや苦しみを理解させ、自己反省を促す。また、発達段階に応じて責任を持たせることも考慮する。

③家庭との連携

- ・事実の確認、指導の経過、今後の方針を説明し、理解と協力を求める。その後学校と家庭の連携について具体的に話し合い、役割分担と協力関係を築く。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

①自分の問題としてとらえさせる

- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる指導を行う。
- ・囃し立てたり傍観したりする行為は、いじめに荷担する行為であることを理解させる指導を行う。
- ・いじめは絶対に許されない行為である事を臨時のHR活動や集会で指導する。

②いじめの解決へ向けた指導

- ・加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみでいじめが解決するものではないという認識をもつ。
- ・被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係を修復すること。
- ・双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団の関係を取り戻す指導を心がけること。

(6) ネット上のいじめへの対応

①ネット上のいじめが発生した際の緊急対応

- ・書き込み内容の確認
- ・事業者への削除依頼
- ・削除確認後、生徒・保護者への説明

②情報モラル教育の実施

5. 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」について、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

①生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②直ちに、私学学事振興局を通して福岡県知事へ事態発生について報告する。その後、福岡県教育委員会の「いじめ防止対策基本方針」に従い、調査及び対応を行う。

学校→私学学事振興局→福岡県知事

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

・ 重大事態の調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時、適切な方法で、経過報告を行う。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に行うこと。

②調査結果の報告

調査結果の報告については、私学学事振興局を通じて県知事に報告する。

学校→私学学事振興局→福岡県知事

※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事に送付する。

6. いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

組 織 の 構 成 員	教 職 員	職 名 等	分掌等	校内での役割
		校 長		いじめの判断 方針決定
		教 頭		外部組織との対応 保護者への対応
		教諭	生徒指導主事	年間指導計画作成 相談・通報の窓口
		教諭または講師	全教員	情報収集・記録 相談・通報の窓口 保護者への対応
		教諭または講師		相談の窓口 保護者への対応
		養護教諭		相談・通報の窓口
	外部専門家等	スクールカウンセラー スクールサポーター		

※上記の構成員等から、いじめ防止対策推進法、第22条に係る組織の構成員と第28条に係る調査のための組織の構成員を、事案等の性質に応じて校長が指名すること。

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

「いじめ対策委員会」の役割と機能

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となること。
- ・ いじめの相談・通報の窓口。
- ・ いじめやその疑い、問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有。
- ・ いじめの疑いに対する緊急会議の開催、そこでの情報の共有、事実関係の聴取、指揮や指導体制・対応の方針決定と保護者との連携などを組織的に実施するための中核。
- ・ いじめ問題の重要性の啓発、家庭との連携の中核。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

第28条
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の予防に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

本校においては重大事態発生の場合上記法律に基づき、私学学事振興局と協議の上重大事態対処のための組織を置くものとする。本校の場合、この組織については、「いじめ対策委員会」（第 22 条関係組織）を母体として編成し、重大事態の性質に応じて適切な専門家等を加えて編成するものとする。

「重大事態対処のための組織」の役割と機能

- ・当該重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ・「事実関係を明らかにする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ・調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする

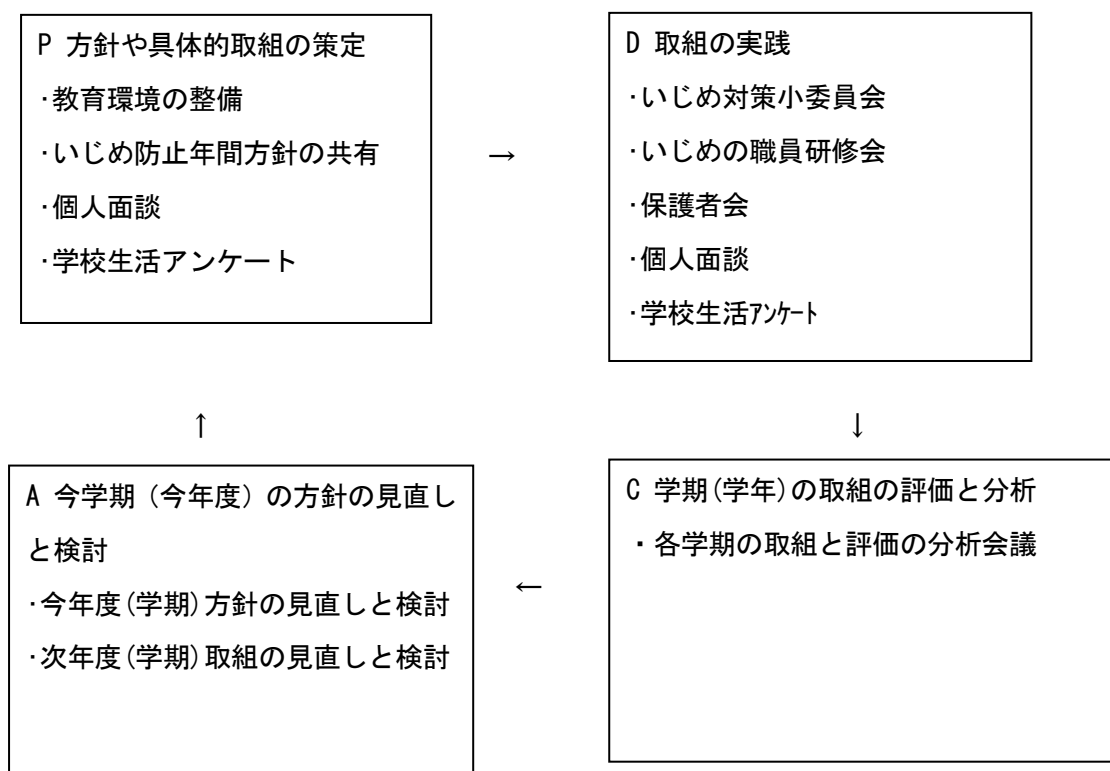
7. いじめ防止等のための職員研修

(1) 学校基本方針の共通理解を図る研修会の実施

- ・情報交換会

(2) 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施

8. 各取組のPDCAサイクルについて



9. いじめ防止等の年間指導計画

	いじめの未然防止，早期発見の取組	職員研修	評価・分析の取組
4月		情報交換会	
5月	保護者会 いじめに関するアンケート	情報交換会	
6月	学校生活アンケート	情報交換会	
7月	授業への取り組みアンケート 保護者連絡会（全学年）	情報交換会	前期の取り組みを 評価・分析
8月			
9月		情報交換会	
10月		情報交換会	
11月	学校生活アンケート	情報交換会	
12月	授業への取り組みアンケート 保護者連絡会（全学年）	情報交換会	
1月		情報交換会	後期の取り組みを 評価・分析
2月		情報交換会	
3月	授業への取り組みアンケート 保護者会（1，2年）	情報交換会	1年間の取り組みを 評価・分析
備考			